

デイサービスセンター蘇望苑 指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人蘇清会が設置する通所介護事業所（デイサービスセンター蘇望苑）が行う通所介護の事業（以下、「本事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の従業者（以下、「職員」という。）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の職員は、虐待防止及び身体拘束廃止に努め、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・施設サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。
- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置くこと。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 デイサービスセンター蘇望苑
 - (2) 所在地 熊本県上益城郡山都町滝上 2 2 3 番地 1

(職員の種類、員数及び職務内容)

- 第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1 名
 - (2) 生活相談員 1 名
 - (3) 看護職員 1 名
 - (4) 機能訓練指導員 1 名
 - (5) 介護職員 利用者 1 5 人までは介護職員 1 名以上、利用者 5 名増す毎に職員 1 名を増員する。
 - (6) 上記のほか、必要に応じその他の職員を配置することができる。

(職員の職務内容)

- 第 5 条 前条に定める職員の職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又は家族に対して、相談援助等の生活指導にあたる。
 - (3) 介護職員は、利用者の介護にあたる。
 - (4) 看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切

な措置をとる。

- (5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(ただし、1月1日から1月3日までの期間を除く。)
- (2) 営業時間 : 午前8時00分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間 : 午前9時30分から午後4時00分までとする。

(利用定員)

第 7 条 事業所の利用定員は、1日30人とする。

(介護内容及び利用料金等)

第 8 条 指定通所介護（以下、「サービス」という。）の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の世話
(2) 相談、援助等の生活指導
(3) 利用者の送迎
(4) 食事の提供
(5) 入浴介助及び特別入浴介助
(6) 機能訓練、その他必要なサービス
- 2 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 3 指定通所事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる支払いを利用者から受けることができる
- (1) 食事550円、特別な食事の提供（おやつ代50円）
(2) 紙オムツ、尿取りパット等の代金
(3) 事業者が特に定める教養娯楽等の提供に係る費用
定例行事及び一律に提供する教養娯楽費（無料）
(4) 利用者の地域外における送迎に要する費用
1km当たり40円（通常の実施地域を越える地点からの距離）
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、山都町・五ヶ瀬町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第 10 条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者の協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとする。
- 4 利用者は、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。

- 5 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行ってはならない。

(緊急時における対応方法)

- 第11条 職員は、通所介護の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
2. 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火災・防災等についての責任者を定め、年2回（うち1回は夜間訓練又は夜間想定訓練）定期的に避難訓練、その他必要な訓練を行う。

(職員研修)

- 第13条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設ける。また、採用時の研修については、採用後3ヶ月以内に行うものとする。

(秘密保持)

- 第14条 職員は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合、並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中並びに契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。
2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

- 第15条 事業所が提供する福祉サービスに係る利用者からの苦情を解決するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足度の向上を図り、当該サービスを適切に利用できるよう支援する。また、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進、当該事業への信頼性の確保並びに事業の適正化を図る。
- 2 提供するサービスに関して、保険者からの文書の提出・揭示の求め、又は保険者からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。保険者から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、これに従い、必要な改善を行う。

(その他運営に関する留意事項)

- 第16条 この事項に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人蘇清会と事業所の管理者が協議して定める。

附則

1. この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成12年12月 1日から改正施行する。(管理者及び定員)
3. この規程は、平成13年 4月 1日から改正施行する。(機能訓練指導体制)
4. この規程は、平成14年12月 1日から改正施行する。(第8条第3項)
5. この規程は、平成24年 4月 1日から改正施行する。(第4条第5項)
6. この規定は、平成25年10月 1日から改正施行する。
(第6条第1項、第8条第3項、第14条第1項)
7. この規定は、平成27年 8月 1日から改正施行する。(第8条第2項)
8. この規定は、平成30年 4月 1日から改正施行する。
(第6条第2項・第8条第3項)
9. この規程は、令和2年10月 1日から改正施行する。
(第8条第3項 食費・居室料等)
10. この規程は、令和5年 7月 1日から改正施行する。(虐待防止、身体拘束廃止)
11. この規定は、令和6年 4月 1日から改正施行する。(虐待防止条項)